

堺市監査委員公表第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

堺市立自転車等駐車場

## 第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）  
ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

## 第5 施設の概要

<所管部局>

建設局 サイクルシティ推進部 自転車対策事務所

<指定管理者>

ミディ総合管理株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで  
利用料金制を採用し、市からの委託料の支出はない。

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立自転車等駐車場

所 在 地 北区常磐町1丁外

設置目的 自転車等の放置を防止し、自転車等の利用者の利便と駐輪秩序  
の向上を図ることを目的とする。

## 第6 事業状況

### <利用状況> 令和5年度

施設数	81 か所
定期利用率	74.0%
自転車	78.7%
原付	39.6%
自動二輪	50.9%
一時利用率	77.1%
自転車	81.0%
原付	43.0%
自動二輪	34.4%

### <収支状況> 令和5年度

(単位：円)

	金 額
収 入	649,657,019
支 出	677,293,188
人件費	427,573,681
委託料	40,115,239
光熱水費	32,028,003
その他	177,576,265
収支差額	▲27,636,169

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

#### [職員研修に係る実施状況の報告について（意見）]

基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に職員研修の実施状況等を記載することとされているが、職員研修について年度事業計画書と事業報告書の記載方法が対応しておらず、どの研修を実施したのかが判別しにくい状況であった。計画していた研修のうち、実施できなかったものを明確にし、あわせてその理由や今後の予定についても記載するなど、年度事業計画書の履行状況が十分に把握できるよう、事業報告書の記載方法を検討されたい。

また、指定管理者は、年度事業計画書では「応急手当訓練」「防犯・防災研修」「AED 取扱い訓練」「消火器取扱い訓練」などを集合研修として実施するとしていたが、指定管理者に指定された令和3年度以降実施していないものがあった。感染防止のため集合研修を実施できなかったことはやむを得ないと考えられるが、利用者の安全確保に係る研修については、実施方法を見直すなどして実施することを検討されたい。

### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。